

企業の未来につながる労働法 こぼれ話

姫路みらい社労士事務所 代表 田中 美和



第32回 成年後見制度の基礎

はじめに

第31回では、メンタルヘルス休職者への対応について解説しました。今回は、昨今相談が増えている成年後見制度について、社会保険労務士の視点から解説します。

1. 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分になった方のために、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の財産管理や身上保護を行う制度です。これにより、本人の権利を守り、安心して生活を送ることができるように支援します。なぜ成年後見制度が必要なのでしょう。認知症などにより判断能力が低下すると、契約のトラブル、財産管理のミス、詐欺被害などに遭うリスクが高まります。本人を取り巻く環境の変化により、家族がいない、または介護が困難な場合、本人が適切な生活を送ることが難しくなることがあります。また、本人の意思決定能力が不十分な場合、法律行為を行うためには、法的な後見人による代理が必要となります。これらの理由から、そしてリスクからその方の権利や利益を擁護するため、成年後見制度が必要だということなのです。

2. 成年後見制度の種類

成年後見制度には、主に「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。法定後見制度は家庭裁判所の審判により、後見人、保佐人、補助人のいずれかが選任されます。本人の判断能力の程度に応じて、その役割が異なります。

任意後見制度は本人の判断能力が十分なうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、任意後見契約を締結し、任意後見人を指定する制度です。

3. 成年後見人に依頼できること

成年後見人は、判断能力が不十分な方のために、財産管理や身上保護を行います。具体的にどのようなことを依頼できるのか、見ていきましょう。

①財産管理

預貯金の管理：預金通帳の管理、入出金、利息の確認などを行います。

不動産の管理：不動産の賃貸借契約、売買契約、税金の支払いなどを行います。

有価証券の管理：株式や債券などの売買、配当金の受け取りなどを行います。

年金・保険金の手続き：年金の請求、保険金の受け取りなどを行います。

医療費の支払い：医療機関との支払い交渉、医療費の精算などを行います。

②身上保護

日常生活の支援：食事、着替え、入浴などの支援を行います。

医療機関への同行：医師との面談への同行、治療に関する同意などを行います。

福祉サービスの利用：介護サービス、デイサービスなどの利用契約を行います。

契約の締結：電気、ガス、水道などの契約の締結や変更を行います。

郵便物の確認：郵便物の確認、開封、内容の確認を行います。

4. 社会保険労務士が

成年後見制度でできること

社会保険労務士は、年金、雇用保険、労災保険など、社会保険に関する専門家です。成年後見制度に関わる多くの方は、年金を受給している、介護サービスを利用しているケースが多く、社会保険労務士は、その専門知識を生かして、様々な支援を行うことができます。年金管理としては、年金記録の確認や受給漏れの対応、年金請求手続きや、年金受給額の確認など。介護保険手続きとしては、介護保険サービスの申請や、サービス内容の選択などの支援ができます。

おわりに

成年後見制度は、判断能力が不十分になった人を保護し、その人らしい生活を支援するための重要な制度です。成年後見制度について理解を深め、必要に応じて専門家に相談することをお勧めします。企業様においては、従業員の高齢化が進み、判断能力が低下した従業員に対する対応が課題となることがあります。従業員の状況変化に対応するために、成年後見制度の基礎的な知識がお役に立てればと思います。

今回は障害者の雇用について解説します。



姫路みらい社労士事務所

内容に関するお問い合わせは……

姫路みらい社労士事務所 〒671-1262 姫路市余部区上余部194-9

info@himeji-mirai.com ホームページ：https://himeji-mirai.com